# .. の 一 部を改正する法律案参 照条文

の免許を与えな

前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員 の三分の 以上若しくは議決権

3

この法律又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。る無線局 その執行を終わり、 又はその

行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

- 四 第七十六条第六項(第三号を除く。)の規定により第二十七条の十八第一項の登録の取消しを受け、その1の日から二年を経過しない者 第二十七条の十五第一項(第一号を除く。)又は第二項(第四号及び第五号を除く。)の規定により認定受け、その取消しの日から二年を経過しない者 第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)若しくは第五項(第五号を除く。)の規定に )の規定により無線 局 0  $\mathcal{O}$ 取 消 L
  - (第四号及び第五号を除く。) の規定により認定の取 消しを受け、 その取り 消
- ない者 取 消 L の 日 から二年を経

- をする基幹放送のうち、当該障害に係る地上基幹放送又は当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送をする無線局の免許を受けた者ら、そのすべての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にその再放送もいう。以下同じ。)及び当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送(同条第十九号の多重放送をいう。以下同じ。)を受信的項に規定する受信障害対策中継放送とは、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送(放送法第二条第十五号の地上基四 法人又は団体であつて、その役員が前項各号のいずれかに該当する者であるもの イ 第一項第一号から第三号までに掲げる者 が行うもの以外のものをいう。
- |号に規定する特定基地局開設料を納付していないものには、当該特定基地局開設料が納付されるまでの間、同条第一項に規定する特定基第二十七条の十三第一項の認定を受けた者であつて第二十七条の十二第一項に規定する開設指針に定める納付の期限までに同条第二項第 の免許を与えないことができる。

- 目的(二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、2条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しか(免許の申請) は、その主従の区 区別を含

- 3 -

免許を受けよう

0

項

- 期及びは ·掲げる無線局(総務省令で定めるものを除く。)であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の·使用可能期間並びにその人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲を併せて記載しなければならな衛星局の免許を受けようとする者は、第一項又は第二項の書類に、これらの規定に掲げる事項のほか、その人 人工衛 打 げ 予 定
- 示する期間内に行わなければならない。 次に掲げる無線局 の申請いない。 は、 総務大臣 が 公
- 囲とするものに限る。) 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局 (一又は二以上 0) 都道府県の 区 域の全部 を含む区域をその 移 動
- 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動し な 11 無線局であつて、 前号に掲げ る無線局 を通 信 0 相 手方とするも

の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の申請に資する事項を併せ行うものとする。「前項の期間は、一月を下らない範囲内で周波数ごとに定める期間とし、同項の規定による期間の四「基幹放送局  $\mathcal{O}$ 公示は、 免許を受ける無線 局  $\mathcal{O}$ 設

- ると認められるもの(以下「特定基地局」という。)について、特定基地局の開設に関する指針(以下「開設指針」という。)を定めるこにより相当数開設されることが必要であるもののうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であ第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者(特定基地局の開設指針) とができる。
- の全部を含む区域をその
- 次条第二項第三号に
- 第五号及び第七号に掲げる 項
- 周
- 当該特定基地
- 五四 地 :認定を受けた者が納付すべき金銭(以下「特定基地局開設料」という。)の額並びにその納付の:紀局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項に局の配置及び開設時期に関する事項
- の認定を受けた者が納付 方法及び 期限 他

六 認められるときは、当該 第二号括弧書に規定する場合にお 『の負担その他の措置(次条第二項第十一号及び第百十六条第十号において「終了促進措置」、問波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該なる場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の 波の有効利用 という。 特定基地 )に関う 局 を開 資すると する

するための機能 る特定基地局であつて、 2局であつて、その無線設備に当該機能を付加したものをいう。以下同じ。)の範囲、配置及、機能を付加してその運用を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、高度既な基地局に係る前項第一号に掲げる無線通信を確保するため、既に開設されている特定基地局 配置及び運用開始の時期に関す高度既設特定基地局(既に開設基地局(既に開設) - 説されてい が選信を確保

3 総務大臣は、開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなけ、前各号に掲げるもののほか、当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必次条第一項の認定をするための評価の基準 りればならない。必要な事項

(開設計画の認定)

第 総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。及び第九号並びに第四項第三号において同じ。)ごとに、特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」という。)を作成し、これををいう。次項第五号及び第四項第三号において同じ。)又は放送系(放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系(通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体

な事け項 項、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては第七号、第八号及び第十二号に掲げる事項を除く。)を記載し開設計画には、次に掲げる事項(電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画にあつては第九号及び第十号に掲げる ればならない。

掲げる事 項  $\mathcal{O}$ 1 ずれ を確保するため  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ であるか  $\mathcal{O}$ 別

特定基地局の通信の相手方である移動する無線局特定基地局の開設を必要とする理由特定基地局が前条第一項第一号又は第二号に掲げる。 の移 動 範囲又は 特定基地局により 行 わ れる移 動 受信 用 地上基 幹放送に係る放 地

五四 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の発望する周波数の範囲 設置 場所及び 開

七六

第十二条の二第一項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号)、同法第九特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第九条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録 受けていない場合にあ つては同条の登録の申請に関する事 項 同法第九条の 登録 (同

九 当該放送系に含まれる全ての特定基地 局に係る無線設備の工 事費及び無線 局の運用費 の支弁方法

- 置に要する費用の 支弁 方
- びに使用する周波数ごとの当該高度既設特定基地局の無線設備の設置場所及び運用開始の時期 高度既設特定基地局を運用する場合にあつては、当該高度既設特定基地局の運用を必要とする理由、 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用。 当該高度既設特定基 地 0 総

- つては、 総務大臣は、 その開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。
  「は、第五号を除く。)のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。
  「総務大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の各号(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計不一項の認定の申請は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。 画 に あ

- 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局にその開設計画が確実に実施される見込みがあること。 ついて、 周波数の割当てが現に可能であり、 又は早期に可能となるこ
- とが確実であると認められること。
- 兀 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が電気通信事業法第九条の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であるする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号)のいずれにも該当しないこと。 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が第五条第三項各号(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を開設しようと
- 五.
- 5 た全ての申請について評価を行うものとする。は、第五号を除く。)のいずれにも適合していると認めるときは、前条第二項第八号の評価の基準に従つて、その適合していると認められ、総務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつて
- 周波数を指定して、第一項の認定をするものとする。総務大臣は、前項の評価に従い、電波の公平かつ能率 的な利用を確保する上で最も適切であると認められる申請に係る開設計 画につい 7
- 画の認定にあつては、十年)を超えない範囲内において総務省令で定める。 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年(前条第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地 局  $\mathcal{O}$ 開 設
- 8 含む。)をもつて国に納付しなければならない。 までに特定基地局開設料を現金(国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを第一項の認定(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画のものを除く。)を受けた者は、開設指針に定める納付の期限
- 9 定める事項を公示するものとする。 総務大臣 は、第一項の認定をしたときは、 当該認定をした日及び認定の有効期間 第六項の規定により指定した周波数その他 総務省令で

前条第一 項の認定を受けた者は、 当該認定に係る開設計画 (同条第二項第一号、 第四号及び第七号に掲げる事項を除

- を変更しようとするときは、 大臣 の認定を受けなければなら
- 2 設計画にあつては、第五号を除く。)のいずれにも適合していると認めるときは 定の申請があつた場合において、その申請 (第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認適合していると認めるときは、前項の認定をするものとする。 が前条第四項各号 (移動受信用地上基幹放送をする特定基地 局 に係 る
- 3 」という。)に係る特定基地局を開設する者(以下「認定開設者」という。)が周波数の指定の変更を申請した場合において、 前条第 項の認定を受けた開設計画 混信 の除計 去画
- ・ 総務大臣は、認定開設者が認定の有効期間の延長を申請した場合において、その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。 いて、その期間を延長することができる。 特に必要があると認めるときは、一年を超えな 範 囲 内 に お
- 5 周波数の指定を変更したとき又は前項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。総務大臣は、第一項の認定(前条第九項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。)をしたとき、 第三項 0 規 定に ょ

(認定の取消し等)

- 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が電気通信事業法第十四条第一項の規定により同法第九条第二十七条の十五 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。 取り消されたとき。
- 総務大臣は、 .務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 認定計画に従つて運用していないと認めるとき。正当な理由がないのに、認定計画に係る特定は 認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従つて開設せず、又は認定計画に係る高 度既 設 特定基 地 を当
- 認定開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。不正な手段により第二十七条の十三第一項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の変更を行わせたとき。正当な理由がないのに、認定計画に係る開設指針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を納付していないとき。
- 五四
- 電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録を拒否されたとき。電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が次のいずれかに該当するとき。

- 電気通信事業法第十三条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき電気通信事業法第十二条の二第一項の規定により同法第九条の登録がその効力を失つたとき。
- ;大臣は、前項(第四号及び第五号を除く。)の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受電気通信事業法第十八条第一項又は第二項の規定によりその電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があつたとき。(当該変更登録が認定計画に係る特定基地局又は高度既設特定基地局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。
- 3 4 開設計画の第二十 総務大臣は、 七条の十三第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。 当該認定開設者であつた者が受けてい くる他の
- 前三項の規定による処分をしたときは、 理由を記載 した文書をその認定開設者に送付しなければならない。

第二十七条の十六 (認定計画に係る特定基地局の免許申請期間の特例)条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十六において準用する第一項」と読み替えるものとする。六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十三第四項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」二十七条の十六 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定開設者について準用する。この場合において、 ۲, と、同

第二十七条の十七 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の免許の申請については、 指定講習機関の指定) 第六条第八項の規定は、 適用し

わせることができる。

総務大臣は、その指定する者(以下「指定講習機関」という。)に、

前条第七項の講習

(以下単に

「講習」という。)

第三十九条の二

3 2

4 職員、設備、講習の業務の実施の方法その他の事項についての講習の業務の実施に関する計画が講習の業務の適正かつ確実な実施に総務大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならない。総務大臣は、指定講習機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の講習を行わないものとする。指定講習機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに、講習を行おうとする者の申請により行う。

合したものであること。

5 二 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。 一 その指定をすることによつて申請に係る区分の講習の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。 三 講習の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。 三 請習の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎を有するものであること。 二 前号の講習の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎を有するものであること。 指定講習機関の指定をしてはならない。

又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過し 者

であること。

第三十九条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、 その取消しの日から二年を経過しない者であること。

その役員のうちに、第二号に該当する者があること。

(指定の公示等)

の所在地並びに講習の業務の開始の日を公示しなければならない。第三十九条の三 総務大臣は、指定講習機関の指定をしたときは、指定講習機関の名称及び住所、 指定に係る区分、 講習の業務を行う事

2 前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 指定講習機関は、 その名称若しくは住所又は講習の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の 二週 間

3 総務大臣は、 前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

- 第三十九条の ばならない。 五. これを変更しようとするときも、 指定講習機 関は、 総務省令で定める講習の業務の 同様とする。 実施 に関する事項について業務規程を定め、 総務大臣 の認可を受けなけ
- 2 機関に対し、 (指定講習機関の事業計画等)(鰻に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。 総務大臣は、 前項の認可をした業務規程が講習の業務の適正 カ つ確実な実施をする上で不適当なものとなつたと認めるときは、 指 定 講

- 第三十九条の六 度にあつては、 関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出その指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、指定講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けな (指定を受けた日の属する事業 同様とする。
- 2 指定講習機関は、 当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならな

第三十九条の八(監督命令) 令をすることができる。 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、 指定講習機関に対し、 講習の業務に関し 上必要な命

- 、又はその職員に、指定講習機関の事業所に立ち入り、講習の業務の状況若しくは第三十九条の九 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、(報告及び立入検査) 講習の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができえ要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習の業務の状況に関し報告させ
- 2 らない。前項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、 関係者の請求があるときは、 これを提示しなければ
- 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 指定を取り消さなければならない。第三十九条の十一 総務大臣は、指定講習機(指定の取消し等) 指定講習機関が第三十九条の二第五項各号 (第三号を除く。) のいずれかに該当するに至つたときは その
- 2 部の停止を命ずることができる。 総務大臣は、 指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、 又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは
- 第三十九条の五第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで講習の業務を行つたとき。第三十九条の五第二項又は第三十九条の八の規定による命令に違反したとき。第三十九条の二第四項各号(第四号を除く。)のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。第三十九条の三第二項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六、第三十九条の七又は前条第一項の規定に違反したとき。

- 五. 不正な手段により指定を受けたとき。
- 3 第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、 又は同項の規定により講習の業務の全部若しくは 部の停止を命じたと

を公示 なけ れ ば なら

第 几 た秘 密を漏らしてはなら 機 関  $\mathcal{O}$ 役員若 くは 職 員 試 験 員 を含む。 次 項 E お 1 て同 ľ 又 人はこれ 5  $\mathcal{O}$ 職 に あ つ た 者 は 試 験 事 務 に関 L

験事務に従 は事する指式 定 Æ試験機関の役員₽はならない。 及 び 職 員 は、 刑 法そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 罰 則  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 1 7 一令に により 公 一務に 従 事 す る 職 員とみな

に簡易な操 作による運用を行わせることが できる無線局)、 第七十一条の三第四項書(無線設備等保守規 (第七十一条の三の二第十 項に 甪

利用する方法)、第一条を使用する無線設備  $\mathcal{O}$ 二条の十八第 一項 二条の十四 するための (測 定器 項 、同条第九百人 第一を必 項(較正の業務の販売におけ 項第二号 要とする無線 (高 周 局 ()実施) 並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十つる告知等) 、第百二条の十四の二(情報通信の技術で設利用設備) 、第百二条の十三第一項(特定の周波度)、第七十八条(第四条の二第五項において準用すり 生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の

)に掲げる事項の規定による通知 )に掲げる事 のうち、 」波監理審議: 会が `軽微 なものと認めるものに つ 7 は、 総務 大臣 は 波 理

2

に諮問しないで措置をすることができる。

(基準不適合設備に関する勧告等)

- 第百二条の十一 い無線設備を製造し 無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合において、その妨害が第三章(造し、輸入し、又は販売することのないように努めなければならない。 輸入業者又は販売業者 は、 通 の秩序の維持に資するため、 第三章に定める技術基準 適 合 L な
- 影響を与えるおそれがあると認めるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該基準不適合設備の製造業者、 お 計 術基準に適合しない設計に基づき製造され、 《響を与えるおそれがあると認めるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該基準不適合設備の製造業者、輪いて「基準不適合設備」という。)が広く販売されることにより、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に重大な悪に又は当該設計と類似の設計であつて当該技術基準に適合しないものに基づき製造され、又は改造された無線設備(以下この項及び次条に 総務大臣は、 又は改造された無線設備を使用したことにより生じたと認められ、かつ、当該設計 と 同 一の設
- 3 きる。 総務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、入業者又は販売業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 その旨を公表することが で
- 4 重要無線通信を行う無線局であるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該製造業者、輸入業者又は販売業者された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、混信その他の妨害を与えられた無線局が総務大臣は、第二項の規定による勧告を受けた製造業者、輸入業者又は販売業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表 に対し、その勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 総務大臣は、 第二項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、 経済産業大臣 の同意を得なけ ればなら

第 昭二条の十二 (報告の徴収) に関し報告を徴することができる。 総務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、基準不適合設備の製造業者、 輸入業者又は販売業者から、

第百二条の十七 総務大臣は、電波の有効かつ適正な利用に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、(電波有効利用促進センター) う。)として指定することができる。 する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、 電波有効利用促進センター(以下「センター」とい一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定

- センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
- 関する事項 混信に関する調査その他の無線局の開設、周波数の指定の変更等に際して必要とされる事項について、照会及び相談に応ずること。 する事項その他の電波の有効かつ適正な利用に寄与する事項について、情報の収集及び提供を行うこと。電波に関する条約を適切に実施するために行う無線局の周波数の指定の変更に関する事項、電波の能率的な利用に著しく資する設備に ぞの他の電波の有効かつ適正な利用に寄与する事項について、
- 三 電波の利用に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 電波の有効かつ適正な利用について啓発活動を行うこと。

その

務

五. 掲げる業務 に附 する業務を行うこと。

- 3 五. 一大項臣 ]は、センターに対し、第二項第一号に掲げる業務の実施に必要な無線局に関する情報の提供又は指導及、の業務規程に違反したときは、そのセンターに対し、その役員の解任を勧告することができる。|は、センターの役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第五項にお 1 て 準 用する第三十 九
- 4 大臣 び 莇 言を行うことが で
- は「対し、第百二条の十七第二項に規定する」と、「立ち入り、講習の」とあるのは「立ち入り、同項に規定する」と、第三十九条の十つ第二項、第百二条の十七第二項に規定する業務を行う事務所の所在地並びに同項に規定する」と、第三十九条の十一の」とあるのは「第百二条の十七第二項に規定する業務を行う事務所の所在地並びに同項に規定する」と、同条第二項、第三十九条の八並とあるのは「第百二条の十七第一項の申請」と、第三十九条の三第一項中「指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習三十九条の二第五項(第一号を除く。)、第三十九条の三、第三十九条の五、第三十九条の六、第三十九条の八、第三十九条の九、第 項第一号中「、第三十九条の六、第三十九条の七又は前条第一項」とあるのは 「又は第三十九条の六」と、同項第二号中「第三十九条 **以項において同** 第四十七条の 週正かつ確実に

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局(以下「広域開設無線局」という。)の度に対して、無線局の地域において同一の者により相当ない場合には、その類間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その期間をする。)について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額(での期間が一年に満たない場合には、その期間とする。)について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額(での期間が一年に満たない場合には、その翌日。以下この条において「応当する日がない場合には、その翌日。以下この条において「応当日」という。)から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又高三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又に当対利用料の徴収等)

日 (以下「広域使用電波」という。)を使用する広域開設無線局の免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月せることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数(六千メガヘルツ以下のものに限る。)の項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局(以下「広域開設無線局」という。)に使 |げる係数を乗じて得た数値を別表第八の上欄に掲げる広域使用電波の区分に従い同表の下がら始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域使用電波の周波数の幅のメガヘル のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同 欄に掲げる金額に乗じて得た額に相当する金 表の下欄

1)3ことにより当該広域使用電波を使用できることとなる場合には、当該相定の変更の日。以下この項において同じ。)が十月一日以外の日である場合における当該広域使用電波を使用できることとなる場合には、当該相定の変更の受けるとして、前項及び第十几年、一定の条及び第余には、その程の十月一日から超達して六月を経過する日、次に掲げる電波の優性用電波を使用できることとなる場合には、当該相定の変更の受けるとして、行力を経過して一大月を経過する日、次に掲げる電波の後押をした。と、「得た解したので、大の年の十月一日から対算して一十月の一日、当該広域使用電波を使用できることとなる場合には、当該相定の変更を受ける上が、日本の単位で、大の年の十月一日から対象に対して一下除して一般を対して、一般に対して一大月を経過する日、次にと対して一大月を経過する日、次にとは、当該認定開設者を当該六月経過日に当該広域使用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の流域を受けた日から起算して六月を経過する日、次に大月を経過する日、次に上海の関係を対して、一体の対して、一体を対し、一体を対して、一体を対して、一体を対し、一体を対して、一体を対し、一体を対

電波の標準電 の伝波 波数変更対策業務(第七技術の調査、研究及び関伝わり方について、観測 務(第七十一条の三の二第十一務(第七十一条の三第九項の規充及び開発を行う事務へ、観測を行い、予報及び異党 常に関する警報を送信し、 並 並びにそ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 通 |報をする事務 並 びに当該 関

終了対策業務 ・一項において準用する第七十一条の三規定による指定周波数変更対策機関に |第九項の規定による登録周波数終了!対する交付金の交付を含む。) 対

び 同

ついては、別表第九の上欄に掲げる無線局の人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局 の区 同い 表 0 下 欄に掲げる金額)に、

の日設 は す Ź 湯合には、 球局の数 大日及 び 応当す す る日 がらの免場 発許人に従い

にの使 お項 設項 用 して 12 た日 域 定 開 から 設 線 特定 無線 局 の無 局 数 線 であ (次項に) 局 区分も 6分」という。9年の機能を有 日 以 お 7 開 その年の十月「開設特定無線日 以下こ の項及び次項になの免許人である。めなければならなめなければならなめなりを 一日 一日から始まる一年の期間(その年の局数」という。)をその年の十一月十び次項において同じ。)の区分としてび次項において同じ。)の区分として局(第二十七条の二第一号に掲げる無人であるものに限る。次項において同 間(その年の十月一日からその包括年の十一月十五日までに総務大臣にりている包括免許に基づき毎年十月の区分として総務省令で定める区分 に総務省令で定め無線局に係るものにいる。)は、第一時では、時では、第一時では、第一時では、第一時では、第一時では、第一時では、第一時では、第一時では、第一時では、第一時では めの一 年日のである。 に届 月分つび で、広域が二項の 末日 け 出て在

限 がこの 当た 額とする。 同 りの 項の 下線該 るの規定 り特定無 を ・欄に掲 た新のの 局同 が等 使特 足により当該同無線局の数をい物げる係数を乗 用 Ź を域 区 金満 域使用電波の国公分に係る上四金額)を国に独立額) 同等等に乗じて 等特定  $\mathcal{O}$ 7 日 「得た数値を」 電波の周波数の の間波数(T ま 足無線局区分について国に納めなければならないでを乗じて得た額をいう。以下この項及び次項にた数値をいう。) 及び基準無線局数(電波の有限の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該にの周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該にの で 納 のた め期 (百七十円なければな な間が 一のメガへ一十円に、一 はならない。 Tに満たない 局 び基準無線1へルツで表れの事件定見 0 たし、 無線 、湯局に、 局区 局の 一波の有限と対象の有限と 本 9 文 7 電が対域に数に のは 11 利同の用 定 電該 よ十 料じ。産 程度を勘案して設に係る別で り円 局 波同  $\mathcal{O}$ 。)を超 額 等 は、 特 同 0 定 当該同等特別ときは、 特期 表第一 て総 月 省令 別区分について
数を十二で除⁻ 上欄に 定 と無線局区2番 当該第一日  $\mathcal{O}$ る当該 掲げ 一号包括: 公分に係る上公一メガヘルの一メガヘルに応に応になれになれ し H た数 か

末務けての該にす年日大るは期末係るの 5 での た 発許開設局の数を乗びの期間について、 の期間に合いて、 が大臣に届け出て、 が大臣に届け出て、 が大臣に届け出て、 が大臣に届け出て、 が大臣に届け出て、 が大臣に届け出て、 が大臣に届け出て、 が大臣に届け出て、 が大臣に届け出で、 が大臣に届け出で、 がの期間について、 額 な に含ま 付 区 を 加 当該 「同等時定無泉司至子工会」と、 「可等時定無泉司至子工会」と、 「可等時定無泉司至子工会」と、 「可等時定無泉司至子工会」と、 「可等時定無泉司至子工会」と、 「対域の月の末日現在において開設している特 について、 「のが、 にのが、 ただし、この だっ えれ同 る一年未 て得 特 た額 定 無 線項 満 が 局本  $\mathcal{O}$ の期間について国に同区分に係る既納は平文の規定により当 該同等  $\Diamond$ なけ 相当する金額とするいればならない電池 特定 無線 並額とする。 はい電波利用 はのは係え に納 付額 (当該第一号包括免許)(第一号包括免許人が開 8 ?に係る上限額を超えるときは、た当該同等特定無線局区分に係 用 料  $\mathcal{O}$ 額 は 仮利用料として、計開設局の数に(除く。以下この頃 当該 稼局区分に係る電波利計人が前項及びこの項用設している特定無額 同 等特定無線局 当該第 無線 **同区分に係る上限額から第一号包括免許人がこの波利用料の額の合計額を** 項 帰局に係るに相当  $\mathcal{O}$ 規定 いる各同 12 ょ ŋ 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ )の数がこの項の規定によ ・ ・ 一月一日以後の日を包括免許 ことに、毎年十月一日から始 ・既に当 等 から当該 定無 の合計額を国、 「日の原」 コ該一年 項の う。以の一年の一条 同 規 等 定に 下この 分につ 特定 期 より 言に納めてはそのに はする月 間 無線 年十ののの五末日数 又 当 は 項 11 て算 な超けえ 該 に  $\mathcal{O}$ 꽢 日以が 局 日 許の日本 後に よる 現 当 区 同 在 11 におっ て は 届

が る日 設除 開 ま 「係る無線」 で は あ 同 る場合に 項用区 一分の周点 におけ . る当 波 」とあるのは、「金額)に数の使用の期限に係るもの 開 設 局 に係 る の項 にの 当該免許・当該免許・ )適の用 人 、等に係 公示の日れていてい でる特 口から十年を超えては、当該既開記 定周 波 数変更対策業務 えない範囲 設 局 12 係 3 内で政 唐 波 令 割 -一 条 の 割 計 画

て得

.額に

相

使 とする。 る周 波項  $\mathcal{O}$ 期  $\mathcal{O}$ 限 波 変 更 ま で 対 割 よる指  $\mathcal{O}$ 期 間 画 定 係る既 対する 周  $\mathcal{O}$ 変更 波 開設 変更 割合を乗じた (当該既開設局に係る無線開設局の各免許人が当該既 対 関に !額を勘 対する交付 案 案し、当該既開設局の周波数及び空中領 a無線局区分の周波数の使用の期限に係『該既開設局と特定新規開設局とを併せ交付金の交付を含む、 レニ び空中線電力で、 の期限に係るものに限る。) はたとを併せて開設する期間 要すると見込ま 応じて政令で定める金額 間を平均した期 の二分の ) の公示 こに 小の日から当ました期間の当ま 当す を 加 る 該 該 額 周 既 に 当 た 波 開 数設該

る費用 る 周 了 過 項にお 特許 する日 波 はた 定公示 人等が  $\mathcal{U}$ 「(百七: 金 (第七十一条第 類」と、 及 第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周 一務に係 び空中線電力に į١ ま て準用する第七十一条の三第九項の5での間は、第一項中「金額)」とあい局に係る旧割当期限の満了の日(以 定 る金額を 円に特定周 示 百七十円」とあるのは 二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定 局  $\mathcal{O}$ 加算し 応じて 免 波数 人等であ た金額」とす 、終了対策業務に係る金額を加算した金額」と、 政 令で定める金額 )」とあるのは る場合に (以下 「、百七十円に特定周波数終了対策業務に係る金額を加 規定による登 おける当該 (以下この項及び次項に 了日」という。 特 1十円に、当該第一号包括免許人に係る特定周波数終了対策業務(第七十一条4別、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」と、1する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周に周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当 定公示 録周波数終了対 当該免許人等こべり。) の翌日から起管の。) の翌日から起管 放数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、 において 周 人等に係る特定周波 第八項中「百七十円」とあるのは 波 \数終了. 「特定周波数終了対策業務に係る金額」という。) に対 及び 対策業務 する交付 L て 十. 五 十年を超えない に係る旧 金の交付 数 然於了対: 算した金額」 を含む。 Ĵ 割当期限を定めた周 い範 で  $\mathcal{O}$ 四内で政令で定め規定の適用にの り。)に と、「(百七十 交付を含む。)に要する 「百七十円に特定 第七十一条 する場合における当 要すると見 規定による登 (第七十一条 を定め 波  $\mathcal{O}$ めつ 円」とあ 数 るい 規定に 相  $\mathcal{O}$ 7 た周 定周 間

開  $\mathcal{O}$ 規 定に 地 カコ 局 かわらず、 (当該: 項 特 又は第五項の規 定基地局 免許 一人が特 が包括免許に係るものである場合には、 定 足公示局 定 の適用に 0 免 ついては、 人 ハであつ 当該 て認 特定公示 定 計 画 当該包括免許に係る他の一、従つて特定基地局を最初 局に係る満了日の 翌日 から起算して五年を超えない 特定基地局を含む。 開 設する 場合に おける当 以 下この 範 項 12 内 初 で おに

11

が特定基地に応じて政会 要すると見込ま 定周 令で定める金額 波 る める金額と、当該政令で定める金額未満で当該認定計画に係る認れる費用を含む。)の二分の一に相当する額を勘案して当該特定 す 務に係る旧 日 ずの交付が 終了対策業務(第七十一条の三の二第十 ま 割当期限を定めた周波数の電波を含む。) に要すると見込まれ 間 いを使用. での費用 ところここの有効期間、時官ましう。画に係る認定の有効期間、時官ましう。で当該特定基地局に使用させることとする周別で当該特定基地局の免許人等に対して補償するを作用する無線局の免許人等に対して補償するに -一 項 に (第七十一条第二項又は第七十六条の三.おいて準用する第七十一条の三第九項「金額) に、当該免許人等に係る」と、 する場合におけ  $\hat{O}$ その他の当該 一波数及びその 同 規定によ 項 項の 規 る当 定に基 る 五 認 登 使 項 定定計画に該補償 該 一づき 周

得た金額を国に納めなければならない。 

等不 る日 で定 日 いう。 第三十八条の三十五の までに ためるものを除く 別項に規定する!! がな かない場 総務 大臣 に属 定周波数 け 出 て、 終了対策業務に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額 一波利用料として、 当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、 対象期間において開設されると見込まれる当 当該無線 設備を使用する特定免許 日に応当する日 いて「表示者」と 翌月の十五 い総務省令 (応当す

て使用される を乗じて得た金額を国に納めなければならない 該 いと見込まれるものがある場合には、 特定周 ると見込ま 終了 

案して当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるものを除く。次項において同じ。)として政令で定めるものなけ。ただし、当該無線局(国の機関等が開設する無線局又はこの項本文の政令で定める無線局に限る。)が、電波の能率的な利用に資する状況の免許人等(当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者)には、当該無線局に関しては適用しの機関等が開設する無線局」という。)を除く。)若しくは国の機関等が開設する無線局その他これらに類するものとして政令で定める無定する無線局(次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局(以下この項において「国定する無線局(次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局の免許人又は前条第二項に規 である場合は、この限りでない。

九八七六五四

海上保安庁 :隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三条に規定する任務を遂行するために行う事務海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二条第一項に規定する任務を遂行するために行う事務

(めるものを除く。) 国の機関、地方公共 地方公共団体又は水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第二条第二項に規定する水防管理 寸 体 水 防 事 務

災害対策基本法

15

(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三条第一項に規定する責務を遂行するために行う事務 (前各号に

次の 各号に掲げる無線局 ( 前 項本文の政令で定めるものを除く。) の免許 . 一 人 等 (当該無線局が特定免許等不要局であるときは 当該 特 定

線設 分の一に を使用していないと認められるものとして政令で定めるものである場合は、この限りでない。 額とする。 納めなけれ ればなら 、当該 (第三号に掲げるものを除 利用 料の金 のを除く。)が、電波の当該各号に定める規定に の能率的な「 用に これら 資する技術  $\mathcal{O}$ 規定による金 を用 た

- ことを目的として開設するものを除 項各号に掲げる者が当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局 *た*く。 (専ら当 該各号に定め る 事 務  $\mathcal{O}$ 用 供 す
- るものを除く。) を行うことを目的とするもの 地方公共団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法第二条第十号に掲げる地域防災計でとを目的として開設するものを除く。) 第一項、第二項及び第五項から第十二項まで 項及び第五項から第十二項までもの(専ら前項第二号及び第十 一号に定める事務の用に供することを目的として開設するも本法第二条第十号に掲げる地域防災計画の定めるところに従  $\mathcal{O}$ 1 ,防災上 並 びに 前 必 号に 要な 通 げ信
- 項の規定の適用がある場合を除く。)において当該無線局をその免許等の日又は応当日から起算して二年以内に廃止することに周波数割当計画において無線局の使用する電波の周波数の全部又は一部について使用の期限が定められている場合(第七十一条 周波数割当計 こについて一条の二第 つい
- 総務大臣の確認を受けた無線局 第一項

17 16 料を前納することができる。 免 許 人等 項、第二項、 (包括免許人等を除く。 免許人等を除く。)は、第一項の規定により電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間にな、第五項及び第七項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。 後の期間に係 る電 波 利 用

- 18 に限り、 前項の規定により前納した電波利用 還付する。 料 は、 前 納 L した者の 請 求により、 その 請 『求をし た 日 後に 最 初に到 来する応当日 以 後  $\mathcal{O}$ 期 間 係 るも
- 19 納させることができる。 総務大臣は、総務省令で定めるところによ り、 免許 人  $\mathcal{O}$ 申請に基づき、 当 該 免許 人が 第二 項 前 段の 規定により納 付すべ き電波 利 用 を
- 20 て、 間 、当該表示者は、予納期間において同項の規定による届出をすること(以下この条において「予納期間」という。)を通じて納付すべき電表示者は、第十三項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けて、
- 日 示に係る業務を休止し、 納期間に までに総務大臣に届 「期間において表示を付した無線設備の数を乗じて得た金額(次項において「要納付額」という。)に足りないときは、その不足金額をもでに総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該表示者は、予納した電波利用料の金額が同項の政令で定める金額に係る業務を休止し、又は廃止した場合その他総務省令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日)の属する月の翌月の十五宮項の規定により予納した表示者は、予納期間において表示を付した第十三項の無線設備の数を予納期間が終了した日(当該表示者が表当該表示者は、予納期間において同項の規定による届出をすることを要しない。 (以下この条において「予納期間」という。)を通じて納付すべき電波利用料の総額の見込額を予納することができる。この場合においる示者は、第十三項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けて、同項の規定により当該表示者が対象期間のうち総務省令で定める期 が (の規定により表示者が予納した電波利用料の金額が要納付額を超える)受理された日から起算して三十日以内に国に納めなければならない。において表示を付した無線設備の数を乗じて得た金額(次項において
- 第二十項の規 還付する。 を超える場合には、 その超える金額について、 当該表示者の 請 求
- 務大臣は、 貯金 口 座 のある金融 波利用料 機関に委託 を納付しようとする者から、 して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、うとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出 しとその払い出し その納付が確実と認めらした金銭による電波利用 用料の とれ、 かつ、 納付をその その 申預 出金

23

- 利用 収上有利 と認められるときに限 を承認することができる
- 0 一日が である場合においても、 料が同項の 金融機関による当該電波利用料 その納付は、 納期限までにされたものとみなす。 の納 一一行の期限として総務省令で定める日までに納付され た場合には
- 25 する納付 波利用料を納 受託者をいう。 一行しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合には、 次項において同じ。 )に納付を委託 することができる 納付受託者 (第二十 Ł 頃に 規 定
- 26 電波利用料を納付しようとする者が、納付受託者に納付しようとする電波利用料の額に相当する金銭を交付したときは、 波利用料の納付があつたものとみなして、 延滞金に関する規定を適用する。 交付 L た日
- 27 電波利用料の納付に関する事務(以下この項及び第三十五項において「納付事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると
- 者」という。)は、電波利用料を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として総務大臣が指定するもの(次項から第三十七項までにおいて「納付受託 かつ、
- 28 ければならない。 項の規定による指定をしたときは、 納付受託者の名称、 住所又は事務所の所在地その他 総務省令で定める事項を公示し
- 29 納付受託者は、 その名称、 住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、 あらかじ め、 その旨を総務大臣 に届 け 出 なけ ばならな
- 31 30
- 納付受託者は、第二十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 一総務省令で定める日までに当該委託を受けた電波利用料を納付しなければならない。 相当する金銭 0 交付 を受
- 33 32 けたときは、遅滞なく 納付受託者が第三十 1、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を総務大臣に報告しなければならない。1者は、第二十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭 一項の電波利用料を同項の総務省令で定める日までに完納しないときは、 総務大臣は、 国税の保証人に関する徴. を受 収  $\mathcal{O}$
- 34 者から徴収することができない。 処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該電波利用料に係る第二十五項の規定による委託をした(総務大臣は、第三十一項の規定により納付受託者が納付すべき電波利用料については、当該納付受託者に対して国税滞納処分の例による 例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。
- 35 納付受託者は、 総務省令で定めるところにより、 帳簿を備え付け、 これに納付事務に関する事項を記載し、 及びこれを保存しなけれ ば な
- 納付受託者に対 第二十七項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、 報告をさせることができる。 その必要な限度で、 総務省令で定めるところに
- 所に立ち入り、 (り、納付受託者の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該:第二十七項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付 付受託 電磁: 的者の

録を含む。)その他必要な物件を検査させ、 又は関係者に質問させることができる。

前項の規定により立入検査を行う職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、 関係者の請求があるときは、 これを提示しなけ ば

総務大臣は、 総務大臣は、第二十七項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 その指定を取り消すことができる。

第二十七項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

第三十二項又は第三十六項の規定による報告をせず、

第三十七項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、第三十五項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記 ›若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しく帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。%定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

いときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。この場合における電波利用料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に一総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納め、一総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。 一総務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

ぐものとする。

44 認められ 納期限

45 総務省令で定め

局開設料の使途

第百三条の四(特定基地目 に必要な施策、 4、当該高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報の活用による高い付加価値の創出を促進するために必政府は、特定基地局開設料の収入見込額に相当する金額を、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備を促進するため

要な施策及び当該付加価値が社会の諸課題の解決に活用されることを促進するために必要な施策の実施に要する経費 (電波利用共益費用に

前項の規定の適用については、金額の算出は、該当するものを除く。)に充てるものとする。

2 各年度において、 その年度の予算金額によるものとする。

波利用料の特例

15

第百三条の二第四項の規定の適用については、 当分の間、 同項中「十二 電波の能率的な利用を確保し、 又は電波の

正するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは

波 のための活動に対する必要な援助 大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故地上基幹放送(音声その他の音響のみを送信するものに限る。)を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力によるテレビジョン放送(人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。)を受信することのできる受信設備を設置していの能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上 十二の四

障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにするために行われる当該電気通信設備(当該電気通信設備と一体として設置される総務当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備(当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並る者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送

省令で定める附属設備並びに当該電気通信設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備(放びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備のための補助金の交付(以下この号において「地上デジタル放送」という。)を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。) のうち、 経済的 困

(放送法第百十

その 由 により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付そ

項 総務省令で定める技術基準又は同法第百二十一条第 項の総務省令で定める技術基準に適合させるために行われるものを除く。 のた

その 他 の援助

16

十一条第一項の総務省令で定める技術基準又は同法第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合させるために行われるものを除される総務省令で定める附属設備並びに当該電気通信設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備(放送法第百損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにするために行われる当該電気通信設備(当該電気通信設備と一体として設置「十二の四」大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の 「十二の四 大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信平成三十二年三月三十一日までの間における前項の規定により読み替えて適用する第百三条の二第四項の規定の適用については、の補助金の交付」

のための補助金の交付」とあるのは、

十二の五

れるもの(実験等無線局を用いて行われるものを除く。)が則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日(以下この号において「基準日」という。)において設置されているイに掲げる衛星基基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにするために行われる当該電気通 基準日の翌日以後にイに掲げる衛星基幹放送と同時に行われる衛星基幹放送であつて基準日において行われている衛星基幹放送であつて、基準日の翌日以後引き続き行わ五 電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十七号

幹放送(放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。以下この号において同じ。)の受信を目的とする受信設備(基準日において第三章信設備(当該電気通信設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該電気通信設備及び当該附属設備を設置するために、イに掲げる衛星基幹放送に使用される電波と周波数が同一で、かつ、電界の回転の方向が反対である電波を使用して行われるもの

に定める技術基準に適合していないものを除き、増幅器及び配線並びに分配器、接続子その他の配線のために必要な器具に限る。)であつ必要な工作物を含む。)の整備(放送法第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準又は同法第百二十一条第一項の総務省令で定める技

術基準に適合させるために行われるものを除く。)のための補助金の交付

て、 口に掲げる衛星基幹放送の電波を受けるための空中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととなるものについて、 当該技術

基準に適合させるために行われる改修のための補助金の交付その他の必要な援助 とする。